

次期ごみ処理施設整備に向けた方針整理検討業務委託仕様書

第1章 総則

1 背景及び目的

可茂衛生施設利用組合（以下「本組合」という。）は、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村及び御嵩町の2市7町1村（以下「可茂地域」という。）内で生じた一般廃棄物（ごみ）を、ささゆりクリーンパークエコサイクルプラザ（以下「既存施設」という。）で広域処理を行っている。

既存施設は、平成11年度から供用開始して以来、現在まで26年が経過している。操業期間については、地元協定に基づき令和20年度までとしていることから、途切れず継続的なごみ処理をするための次期一般廃棄物（ごみ）処理施設（以下「次期施設」という。）整備に向け、令和5年3月に次期一般廃棄物処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、整備に向けた準備を進めている。

次期施設の建設地については決定に至っていないが、構成市町村の財政がひっ迫する中、近年の急激な物価、人件費の高騰など対応するために既存地を活用して事業費を抑えるべく、継続操業の申入れ協議を進めているところである。

そのような背景の中で、既存地で継続操業すると仮定した場合における可茂地域の処理体制を踏まえつつ、本組合が将来に渡り安全かつ安定したごみ処理を継続するための整備・運営方針を定める判断材料となる資料を作成することを目的とするもの。

2 業務場所

岐阜県可児市塩河839番地 可茂衛生施設利用組合 ささゆりクリーンパーク地内

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

4 基本事項

(1) 本仕様書の適用範囲

本仕様書は、本組合が発注する「次期ごみ処理施設整備に向けた方針整理検討業務」（以下「本業務」という。）に適用し、受注者は、本仕様書に明記なき事項であっても、業務上必要と思われることは、本組合と協議のうえ決定して行うものとする。

(2) 技術者の配置

- ① 受注者は、管理技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経歴を有する担当技術者を配置しなければならない。

② 管理技術者は、ごみ処理施設の処理技術と運営管理に十分な知識及び経験を有する者とし、技術士【総合技術監理部門（廃棄物・資源循環）又は衛生工学部門（廃棄物・資源循環）】の資格を有する者であること。また、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。なお、主たる会議に出席し、契約の履行に関し、業務を管理及び統括する役割を担うものとする。

(3) 業務の履行

① 受注者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、本組合の承諾を得なければならない。

② 受注者は、本業務の実施に当たり、公平・中立な立場から信頼できる理論、技術、文献及び数値等の根拠を用いるとともに、受注者のノウハウを発揮して業務を誠実に履行するものとする。

③ 業務の円滑な推進を図るため、本組合及び受注者は常に密接な連絡を取れる体制とし、十分な協議を行い、業務を処理する。

④ 業務の途中において、本組合が報告を求めたときは、受注者は速やかに報告を行う。

(4) 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関係する法令規則、細則、通知等を守らなければならない。

(5) 打合せ及び議事録

受注者は、本業務の実施に当たり、必要に応じて打ち合わせ及び協議を行い、その議事録を本組合に提出して承諾を得なければならない。

(6) 関係官公庁との協議

受注者は、関係する諸官庁との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たり、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、遅滞なく本組合に提出しなければならない。

(7) 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(8) 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものであるが、現在本組合が所有し、業務に利用できる資料は貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ本組合に提出し、本組合が指示する期日までに返却すること。

5 提出書類

受注者は、本業務の着手時、履行期間中及び完了時において、可茂衛生施設利用組合委託業務契約約款（以下「契約約款」という。）に定めるものを含め、次の書類を提出し、本組合の承諾を得るものとする。

(1) 着手時

- ① 着手届
- ② 管理技術者届及びその経歴書（資格証の写し及び保険証等を含む）
- ③ 業務実施計画書

※契約約款第3条に規定する業務工程表（計画）については、業務実施計画書に含めるものとし、提出時期は本組合と協議のうえ決定するものとする。

(2) 履行期間中

- ① 業務打合せ議事録
- ② その他必要な書類

(3) 完了時

- ① 業務完了届
- ② 業務工程表（実績）
- ③ 成果品

6 業務カルテ作成登録

受注者は、業務実績情報システム（TECRIS）への登録のため、「業務カルテ」を作成し、本組合の確認を受けた後に（一財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを本組合に提出すること。提出期限は原則として、次のとおりとする。

(1) 受注時登録データの提出期限

契約締結後の土日・祝日を除く10日以内

(2) 完了時登録データの提出期限

業務完了通知書提出後の土日・祝日を除く10日以内

(3) 業務履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合

変更があった日から10日以内

7 業務の完了

受注者は、第2章で掲げる全ての成果品が完成したときは、速やかに成果品と併せて業務完了届を本組合に提出し、検査を受けなければならない。なお、本業務の完了は、本組合の検査員による検査に合格したときをもって完了とする。

8 成果品の取扱い

成果品に関しての著作権及び所有権は本組合に帰属するものであり、受注者は本組合の許可なく複製や他に利用又は公表してならない。

9 情報公開制度への対応

- (1) 本業務の履行に係る書類、成果物等については、可茂衛生施設利用組合情報公開条例に基づき、公開の請求があったときは、本組合が指定する非公開対象の範

困を除き原則公開対象として取り扱う。

- (2) 受注者は、本業務の履行に係る書類、成果物等について公開することにより正当な利益が損なわれると認められる情報が含まれている場合は、業務完了までにその範囲を申告するものとする。

10 情報資産の適正管理

本契約において、可茂衛生施設利用組合情報セキュリティポリシーに基づく情報資産を取扱う場合は、契約約款における個人情報取扱特記事項の規定を準用する。この場合において、「個人情報」とあるものは「情報資産」と読み替えて適用し、受注者は情報資産の適正管理並びに漏えい等による事故防止のために必要な措置を講じなければならない。

11 留意事項

- (1) 受注者は、関係する官公庁と協議する場合には、本組合に承諾を得たうえで迅速に対応すること。なお、協議後には速やかに本組合へ報告し、議事録を提出すること。
- (2) 受注者は、本業務の引き渡しを終了した場合であっても、本組合から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じること。
- (3) 受注者は、本業務において業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ本組合の承諾を得ること。
- (4) 本業務において、文献その他の資料を引用又は根拠とする場合は、その文献等の名称を明記すること。
- (5) 受注者が現地調査を行う場合は、原則として本組合の職員が同行するものとし、許可なく現地へ立ち入らないこと。
- (6) 本業務の遂行に必要な安全の確保は、受注者が行うこと。

12 疑義

本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに本組合と協議し、本組合の意図を十分に理解し業務を遂行する。

第2章 業務内容

第1節 不燃物処理施設及び管理事務棟の延命化・新設の比較検討

1 目的

本組合が運営する可燃ごみ処理施設（熱回収施設、以下「可燃施設」という。）については、平成24年度から平成28年度にかけて循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）を活用した基幹的設備改良事業を実施し、その後も基幹的設備更新を進めている。しかし、今後更なる延命化を図ったとしても操業期間である40年を越えて使用することは困難であると考えている。一方、そのほかの不燃物処理施設（リサイクルセンター、以下「不燃施設」という。）及び管理事務棟については、延命化工事を実施することにより、継続して使用することも可能と考えられる。

本業務は、それら施設延命化を図る場合と可燃施設と併せて施設更新を図る場合との比較として、それぞれの整備方針においての「整備コストや施設整備後の運営コストなどの経済面」、「将来の土地利用面からの合理性」、「課題やメリット・デメリット」を整理し、比較することによる施設更新の範囲の方針決定に関わる判断材料を整理するもの。

2 既存地及び既存施設の概要

既存地：ささゆりクリーンパーク〈敷地面積：279,099㎡〉

所在地：岐阜県可児市塩河839番地

※施設の詳細は、組合ホームページを参照（<https://www.kamoeisei.jp/>）

(1) エコサイクルプラザ

① 可燃施設〈延床面積：16,606㎡〉

全連続燃焼式ストーカ炉：240トン／24h（80トン／24h×3炉）

電気プラズマ式熔融炉：60トン／24h（30トン／24h×2炉） ※休炉中

余熱利用：蒸気タービン発電機（2,500kW）、売電、場内給湯、冷暖房

② 不燃施設〈延床面積：7,989㎡〉

破碎：32トン／5h

ガラス選別：17トン／5h

缶選別：17トン／5h ※休止中

③ その他

管理事務棟、計量棟、車庫棟、コンテナ置き場、一般駐車場など

(2) 最終処分場・浸出水処理施設（クローズド方式）〈総面積：26,000㎡〉

埋立対象物：熔融スラグ

総埋立面積：19,900㎡（第1期：6,440㎡、第2期：4,650㎡）

総埋立容量：80,200㎥（第1期：20,800㎥、第2期：22,400㎥）

※第1期及び第2期は、廃止に向けてモニタリング中

※第3期以降は未整備

- (3) わくわく体験館（啓発宿泊研修施設）〈延床面積：2,313 ㎡〉
- (4) 遊林の森（森林公園）〈公園面積：65,000 ㎡〉

3 各種関連計画等

本業務に関連する計画等は次のとおりとし、循環交付金を活用した整備の前提で、国の関連マニュアル等に沿うものとする。なお、本業務の検討については、必要に応じ、既存計画等と独立した検討を認める。

- (1) 可茂衛生施設利用組合 循環型社会形成推進地域計画
- (2) 可茂衛生施設利用組合 公共施設等総合管理計画・個別施設計画
- (3) 可茂衛生施設利用組合 次期一般廃棄物処理施設整備基本構想
- (4) その他、関係法規及び通達等

4 業務概要

次の(1)から(6)までの事項について、整理・検討を行うこと。なお、整理・検討に必要な主要設備の図面や整備履歴、設備の現状、機能診断結果、運転管理体制などの基礎的資料については、貸与又は提供する。また、検討の前提となる造成構想図や本組合での暫定的な比較検討資料についても、契約締結後に提供する。

(1) 検討に関わる基礎情報の整理

比較検討に必要な「各施設の状態、各種計画」、「既存施設全体で行っている一般廃棄物処理事業の運営範囲」「延命化に際する課題」などの基礎情報を整理する。

(2) 整備ケースの設定

(1)を踏まえて、次の整備ケースA（①～③）を参考に整備ケースBと比較するケースを本組合と協議のうえ設定する。なお、整備ケースAを設定するに当たり、明らかに現実性、合理性のないケースについては、検討から除外するが、その理由や根拠については整理すること。

整備ケースA（一部延命化工事）

ケース案①：【更新】可燃施設、【延命化】不燃施設＋管理事務棟

ケース案②：【更新】可燃施設＋管理事務棟、【延命化】不燃施設

ケース案③：【更新】可燃施設＋不燃施設、【延命化】管理事務棟

整備ケースB（一体更新工事）

【更新】可燃施設＋不燃施設＋管理事務棟

(3) 運営範囲の整理

次期施設の更新工事の事業方式は、PPP・PFI方式により事業を実施することを前提とし、(2)で設定した整備ケースの運営範囲について、(1)を踏まえて整理す

る。なお、現時点で整理が困難なものは、留意事項等を整理すること。

(4) ごみ処理施設整備・運営事業に係る市場調査（メーカーアンケート）の実施

(2)で設定した整備ケース及び(3)で整理した運営範囲について、事業費（建設費・運営費）や運営委託の条件などを把握するために市場調査を行う。なお、市場調査を実施するに当たり、依頼先や依頼内容などは本組合と協議のうえ決定することとし、アンケートの回答やメーカーヒアリングの結果については、分析のうえ資料を整理すること。

(5) 既存施設解体撤去後の跡地利用の検討

(2)で設定した整備ケースによっては、既存施設解体撤去後に広大な跡地が発生する。その跡地の利用可能面積を把握し、他都市の動向調査等を実施したうえで、本組合として現実的に整備可能と想定される効果的な跡地利用方法の案を整理・検討する。

(6) 比較検討資料の作成

整備ケースごとに概算事業費、事業の進め方、課題等を整理し、評価を行い、本組合が最適な方針を選定するための比較検討資料を作成する。なお、建設費については、想定される年度ごとの交付対象内外別の財源内訳を併せて整理する。

5 成果品

受注者は、業務の履行期限までに次の成果品を各1部提出するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 概要版（A3 1～2枚程度）
- (3) その他関連資料
- (4) 協議・打合せ等議事録
- (5) 電子データ類（記録媒体（CD-R等））

※電子データは、直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）を格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真など）を納入するものとする。なお、データは整理してWindows対応の記録媒体に格納し、ウイルス等のセキュリティチェックを行うこと。

第2節 廃棄物エネルギー利活用の可能性検討

1 目的

次期施設で発生する余剰エネルギー量によっては、施設周辺や既存施設解体撤去後の跡地、その他地域へエネルギー供給することが可能であることから、基本構想や他都市の事例等を参考にし、現実性の高いエネルギーの有効活用方法を整理・検討するもの。なお、検討においては、基本構想で掲げた施設整備基本方針や住民還元の見点について、十分考慮するものとする。

2 業務概要

次の(1)から(5)までの事項を踏まえて整理・検討を行うこと。なお、(1)から(3)については、基本構想を基にする前提とし、造成構想図や本組合での暫定的な整備方針の構想の資料については、契約締結後に本組合から情報提供する。

- (1) 基礎情報の収集・現状分析
- (2) 次期施設の規模検討
- (3) 次期施設の概算熱収支計算
- (4) 余剰エネルギーの利活用の整理・検討
- (5) ((4)を実現させるための) 事業手法やスケジュール、課題等の整理・検討

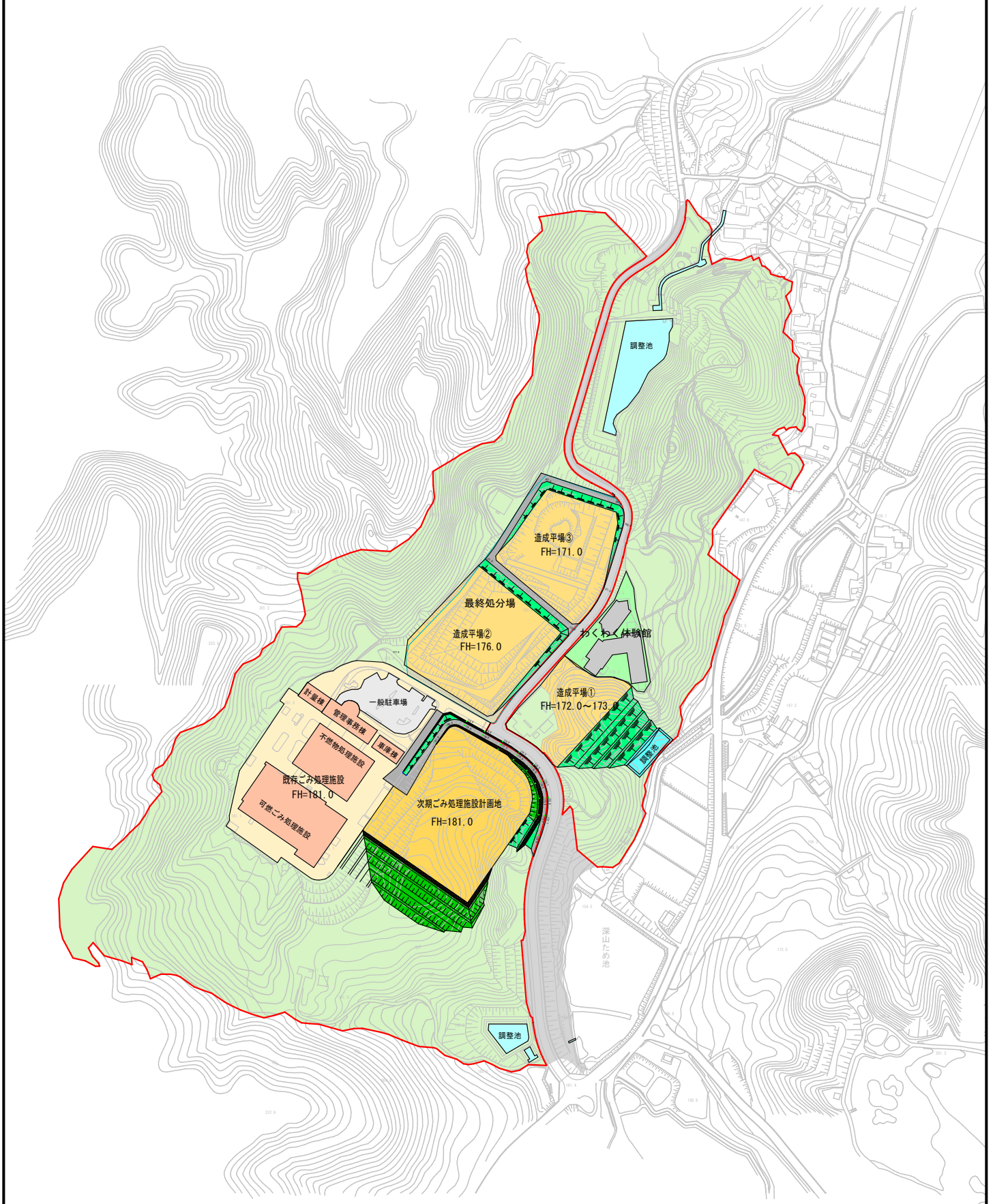
3 成果品

受注者は、業務の履行期限までに次の成果品を各1部提出するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 協議・打合せ議事録
- (3) その他関連資料
- (4) 電子データ類（記録媒体（CD-R等））

※電子データは、直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）を格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真など）を納入するものとする。なお、データは整理してWindows対応の記録媒体に格納し、ウイルス等のセキュリティチェックを行うこと。

造成構想図（イメージ）



※この図面は既存地を有効活用した場合のイメージ図であることにご注意ください。
また、詳細な図面は契約締結後に提供します。